茨城栃木デイラリーシリーズ共通規則書

第1章 総則

本共通規則は2013年に開催される2013年茨城栃木デイラリーシリーズ競技会に適用される。本共通規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目および指示項目は、各競技会特別規則書および公式通知によって示される。尚、各競技会特別規則書に記載された内容は、それの指示する範囲において本共通規則より優先する。また、各競技会の競技参加者および競技運転者(乗員)は2013年JAF国内競技東両規則、JAFの公示、本共通規則および各競技会特別規則を熟知・承認して参加するものとする。

第2章 特別規則書に記載する内容

公 示

FIAの国際モータースポーツ競技規則、並びにそれに準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則、ラリー競技会開催規定、茨城栃木デイラリーシリーズ共通規則及び本大会特別規則に従って開催される。

第1条 競技会の名称

各競技会特別規則書に記載

第2条 競技種目

ラリー (四輪自動車によるリライアビリティーラン)

第3条 競技会の格式

JAF公認クローズド格式競技

公認番号:各競技会特別規則書に記載

第4条 開催日程

第1戦 平成25年 2月24日 MAPLE

第2戦 平成25年 4月14日 C.i

第3戦 平成25年 7月 7日 RCGM

第4戦 平成25年10月13日 TARMAC

第5戦 平成25年11月17日 ADVAN 栃木

第5条 開催場所および競技距離

各競技会特別規則書に記載

第6条 競技内容及び走行距離

各競技会特別規則書に記載

第7条 オーガナイザー

各競技会特別規則書に記載

第8条 大会役員

各競技会特別規則書に記載

第9条 競技会役員

各競技会特別規則書に記載

第10条 参加申込および参加料

各競技会特別規則書に記載

第11条 競技会に有効な保険

競技参加者は対人賠償保険(または共済等)および搭乗者保険(または共済等)に加入すること。

第12条 競技のタイムスケジュール

各競技会特別規則書に記載

第3章 競技参加に関する基準規則

第13条 参加資格

1. 競技参加者は自動車運転免許証を所持していること。

2. クルーは当該年有効なJAF国内競技運転者許可証B以上を所持していること。但し、クローズド格式競技においてはこの限りではない。

3. クルーが20歳未満の場合は、親権者の承諾を必要とする。

4. 主催クラブのクラブ員であること。

第14条 参加車両

2013年JAF国内競技車両規則ラリーF車両で、 下記の条件を満たすこと。

1. 純正又は車検対応マフラーを装着していること。

2. 携行品: 非常用停止表示板(三角) 2枚、非常用信号灯、赤色灯、牽引用ロープ、救急薬品。

第15条 参加台数

1. 参加台数は、原則として全クラスを通じて最大3 0台とする。申込台数が30台を超えた場合は、競技 会組織委員会の選考により決定する。

第16条 クラス区分

1. クラスは以下の2クラスとする。

<区分>

クラスA

ラリーコンピューターを装備する車両。

クラスB

ラリーコンピューターを装備しない車両。

※ラリーコンピューターの定義は「**電気を動力とし、** 指示速度に対する早遅を算出し、表示する機器」とす

る。距離や速度のみを表示するものについてはラリー

コンピューターには該当しないものとする。また、手動によるもの(計算尺等)も該当しないものとする。 尚、使用予定機器がラリーコンピューターに該当するか不明な場合は、参加申込前に競技会事務局に確認すること。

第17条 参加受理

- 1. 競技会事務局に於いて、参加者の正式受理を決定し参加者に参加受理書で通知する。
- 2. 参加不受理の場合は、事務諸経費2000円を差 し引いて参加料を返還する。また、正式参加受理後、 参加料および提出書類は一切返還されない。
- 3. 正式参加受理後のクルーの変更は認められない。 但し、ナビゲーターについては、競技会審査委員会が 認めた場合はこの限りではない。
- 4. 参加車両の変更は、同一クラス内に限り競技会3日前までなら変更できる。
- 5. オーガナイザーは参加者に対して、その理由を 明示する事なく参加を拒否する権限を保有する。

第4章 競技に関する基準規則

第18条 競技会受付(参加確認受付)

1. 競技会受付では、参加受理書、クルーの運転免許証・参加車両の自動車検査証・自動車損害賠償責任保険証(自賠責)、対人損害保険証、搭乗者障害保険証、参加車両申告書等必要書類を速やかに提出すること。

第19条 車両検査

技術委員により参加車両の検査、サービス作業の管理 およびマーキング・封印を行う。車両検査の合否の最 終的な判定は技術委員長の判断となる。

- 1. 車両検査はタイムスケジュールに従って指定の 場所で受けなければならない。車両検査を受けていな い場合(競技会審査委員会が不可抗力と認めた場合を 除く)および車両検査不合格の場合(競技会審査委員 会は規則に合致させるための限られた修復時間を与え る場合がある)はそれ以降の出走はできない。
- 2. 出走前車両検査は第14条、第32条および保安部品、安全装備を重点的に行う。追加走行用前照灯、前部霧灯を使用する場合は出走前車両検査時に確認を受け、その状態を維持すること。
- 3. ラリー終了後、指示された車両に対し最終車両検査を行う。また、競技会審査委員会または競技会技術委員長が必要と判断した場合、もしくは抗議の内容に

より必要とされる場合、分解を伴う検査を行う。 最終 車両検査の対象になった競技参加者はその指示に従う こと。 その際の分解、組付けに必要な工具・部品・費 用は全て競技参加者の負担とする。

4. ゼッケン番号はオーガナイザーが決定する。オーガナイザーより配布されたゼッケン(全周テーピング)、 JAF公認競技会之証、広告は指定された位置に正し く貼付されなければならない。

第20条 チェックポイント(CP)

- 1. CPはCP看板又は白線にて明示し、看板は原則として進行方向の左側に設置され、その確認はクルーの義務とする。
- 2. CPには逆進入および並進入してはならない。並 進入の場合、進行方向右側の車両は計時されない。
- 3. 競技車両は、特に指示がある CP 以外において、CP 発見後は速やかに CP ラインを通過するものとし、CP ラインより目視できる範囲において停車してはならない。停止の判断は CP ライン上の通過確認オフィシャルにより判断され、一切の抗議は受付られない。停止したと判断された時点にて当該競技車両は CP ラインを通過したものとし、その時間を計時される。
- 4. CPではオフィシャルの指示に従い、CPライン 通過後、計時車付近で停車し、タイムカードの受け渡 しまたはCPカードの交付を受けること。また、計時 車付近で逆走または後退をしてはならない。
- 5. タイムカードまたはCPカードの記入内容を確認の上、速やかに車両を前方に移動すること。
- 6. タイムカードまたはCPカードの記入内容に関する訂正および再発行の請求は、当該 CP の計時責任者に対して直ちに行うものとし、以後の訂正・再発行は受付ない。また、その際には後続車両の進行の妨げにならない位置に停車後、下車して行い、CP任務行為を妨げてはならず、請求に要した時間は救済されない。
- 7. CP及びゴールは先頭スタート車の到着予定時刻 15分前までに開設し、最終スタート車の到着予定時 刻の15分後に閉設される。
- 8. CP責任者は、CP付近での違反行為・ルールや 指示の無視・著しい車体や保安部品や排気系統の破 損・故意の時間調整を確認した場合、リタイヤ勧告ま たはペナルティーを課す権限を有する。

第21条 パスコントロールポイント (PC)

1. ルート上にPC(指示速度変更地点)を設定し、

指示速度を変更することがある。この場合の正解時間の計算は秒未満を切り捨てる。また、PCの確認はクルーの義務とし、特別な指示がある場合を除き、PCが目標物の場合は原則として進行方向の左側より設置されているものとする。

第22条 計時

- 1. オフィシャルの用意する基準時計によって計時される。
- 2. 計時は、車両の前輪の中心がCPラインを通過した時刻を計測する。
- 3. CPにおける計時は、砂未満を切り捨てる。
- 4. CPのスタート時刻は、各競技会特別規則書に記載される。

第23条 減点

- 1. 各CP区間において、正解時間と各クルーの所要時間の差、1秒につき1点。
- 2. CP 不通過車両は 1 箇所につき 1000 点。
- 3. コントロールシートの提出期限を過ぎた場合、1分につき 10点。
- 4. コントロールシートの計算間違いをした場合、1 箇所につき 10 点。
- 5. 1~4に定められた以外の減点を科す場合は、各競技会特別規則書に記載される。

第24条 順位決定

第23条の減点の合計(総減点)が少ないものを上位とする。総減点が同じ場合は下記の順により順位を決定する。

- 1. 減点OのCPが多い者。
- 2. 1 CP の減点が少ない者。
- 3. 2が同減点の場合、2CP 以降の減点を順次比べ、減点が少ない者が決定した時点でそのものを上位とする。
- 4. 抽選にて決定。

第25条 リタイヤ・競技の離脱

- 1. 競技会受付終了後、出走しない場合、また出走後、途中で棄権する場合は直ちに最寄りのオフィシャルにその旨を記した書面(リタイヤ届)をもって申告すること。提出が不可能の場合は電話等の手段で競技会大会本部に連絡すること。
- 2. リタイヤまたは失格となり競技を離脱する場合は、 直ちにゼッケン・ラリー競技会之証および競技関係貼 付物を取り除くこと。

1. 競技中に公式通知によって前出の指示と異なる新たな指示が与えられた場合はそこに明示された範囲に限って新たな指示のみ有効とする

第27条 競技の中断、又は打ち切り

- 1. 事故、故障車、災害、悪天候その他の事由により競技を中断又は打ち切りをすることがある。この場合は競技会審査委員会の裁定により行う。
- 2. この場合、競技参加者には直ちにその旨を伝えられ、競技参加者は速やかに最寄のオフィシャルの指示に従うこと。

第28条 罰則

参加者または乗員が下記に該当する行為をなした場合 には競技会審査委員会の裁定により罰則が与えられ る。

- 1. 対人あるいは対物事故を起こしたとき。
- 2. 道路交通法に違反したとき。
- 3. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
- 4. 走行マナーおよび競技者としての態度や品行に問題があるとき。
- 5. チェックカード、タイムカードもしくはコントロールシートを改ざんしたとき。
- 6. 車両規則違反が発見されたとき。
- 7. 競技車両またはその構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたり したとき。
- 8. 競技中に乗員または車両を変更したとき。
- 9. 参加者または関係者間で不正行為があったとき。
- 10. その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。
- 11. 各諸規則および本規定ならびに競技会特別規則に関する重大な違反があったとき。
- 12. 乗員および競技参加者がブリーフィングに遅刻または欠席

したとき

第5章 サービスに関する基準規則

第29条 サービス (整備作業)

サービス地点は原則設けられない。設けられる場合は、各競技会特別規則書に記載される。

第6章 その他の安全規定

第30条 クルーの装備

全ての乗員は、走行中は車両に純正装備されている安 全ベルトを必ず装着すること。

第31条 一般安全規定

- オーガナイザーの指示のある区間はサイドウィンドウを閉じて走行すること。
- 2. 事故や車両の故障及び乗員の体調不良により競技の継続が困難な状況になった場合、直ちに大会本部へ電話等でその旨を伝え、大会本部の指示に従うこと。
- 3. 競技車両以外の走行車両の妨げにならないように 走行をすること。
- 4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は、 安全かつすみやかに進路を譲ること。

第7章 抗 議

第32条 抗議

- 1.参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、本共通規則及び各競技会特別規則書に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順位及び道路状態に対する抗議は受け付けない。
- 2. 抗議申し立ては国内競技規則に従って文書によって行い、抗議料として 1 件につき 20,300 円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出されなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。
- 3. 競技に関する抗議は競技者のゴール到着後 30 分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、チェックカード及びタイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付された地点で 1 分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はその CP 責任者の署名を得たもののみ有効とする。
- 4. 車両検査に関する抗議は判定の直後に文書にて提出しなければならない。
- 5. 成績に関する抗議は暫定結果発表後 30 分以内に文書にて提出しなければならない。
- 6. 役務に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を 正当に執行できる。
- 7. 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会 審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。 競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場

合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は 1 件につき代表者 1名として上記の手続きを取らなければならない

第8章 損害の補償

第33条 損害の補償

- 1.参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。参加者は JAF 及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などに対して JAF 及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切補償責任を負わない。
- 2. 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする

第9章 シリーズポイント及び表彰

第34条 シリーズポイント

- 1. シリーズポイントは、参加申込時のドライバー・ ナビゲーターに対して与えられる。ドライバー・ナビ ゲーター以外の同乗者がいる場合は、その同乗者に対 してシリーズポイントは与えられない。
- 2. 競技中にドライバー・ナビゲーターを交代して運転した場合、参加申込書に記載されたドライバー・ナビゲーターに対して該当シリーズポイントを与えられ、それ以外は与えられない。
- 3. シリーズポイントは各競技会毎に成績により以下 の通り与えられる。

1位	2位	3位	4位
10点	8点	6点	5点
5位	6位	7位	8位
4点	3点	2点	1点

- 4. シリーズ全5戦に出場(競技会未出走は除く)した者には、3項のポイントの他に別途ボーナスポイント3点が与えられる。この場合、5項のポイントは与えられない。
- 5. シリーズ4戦に出場(競技会未出走は除く)した者には、3項のポイントの他に別途ボーナスポイント 1点が与えられる。

第35条 順位の決定

1. シリーズの順位は、第34条1~3項により与えられたシリーズポイントのうち、上位4戦分のポイントの合計に、第34条4~5項で与えられたボーナスポイントを加えた結果、ポイントの多い者を上位として順位を決定する。

(5戦中上位4戦の計+ボーナスポイント)

- 2. シリーズポイントが同点の場合、以下の順にて決定されるものを上位とする。
 - 1. シリーズの参戦数が多いもの。
 - 2. 各競技会での獲得したポイントの最高点が多いもの。
- 3. 1~2で決定されない場合は、シリーズ運営委員会の裁定により決定される。

第36条 シリーズ表彰式

- 1. ドライバー及びナビゲーター両部門に対して、シリーズポイント合計の上位6名を表彰する。但し、各部門共に表彰対象者は全参加者数の50%を超えないものとする。
- 2. 2013年当シリーズ表彰は対象者に別途、郵送等により詳細を告知する。

第10章 規則の解釈および施行

第37条 本規則の変更及び追加

本規則の変更及び本規則以外の規定、指示は、各競技会特別規則書あるいは公式通知により表示する。

第38条 シリーズ罰則

重大な違反した場合、本年度のシリーズポイント及び 当該シリーズ参加資格を剥奪する場合がある。

第39条 本規則の解釈

本規則ならびに各競技会特別規則書あるいは公式通知 の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定 を最終とする。

第40条 本規則の施行

本規則は 2013 年 1 月 1 日より施行する。

2013年茨城栃木デイラリーシリーズ運営委員会